

令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（アラクロール）（案）についての意見・情報の募集について

令和 8 年 8 月 28 日
農林水産省消費・安全局

この度、「令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（アラクロール）（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項において、農薬の安全性その他の品質に関する審査の結果、「使用に際し、前条第 2 項第 4 号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」（法第 4 条第 1 項第 5 号）に該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないこととされています。

また、法第 4 条第 2 項においては、同条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示することとされています。

当該基準の一つは、令和元年農林水産省告示第 480 号第 1 号において、「農薬の使用に際し、（中略）被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること」と規定され、「農林水産大臣が定める基準」については、令和 4 年農林水産省告示第 1650 号において、農薬の有効成分ごとに、その農薬使用者に対する暴露量が、農薬使用者暴露許容量及び急性農薬使用者暴露許容量を超えないことと規定されています。

今般、令和 8 年 6 月 3 日に開催された第 25 回及び令和 8 年 7 月 27 日に開催された第 26 回農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会における審議の結果、令和 4 年農林水産省告示第 1650 号において、アラクロールの農薬使用者暴露許容量及び急性農薬使用者暴露許容量を定めることとし、同告示の一部を改正することとしています。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（1）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載

(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合の連絡や確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和8年8月28日～令和8年9月26日
(郵送の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

令和四年農林水産省告示第千六百五十号の一部を改正する告示案

7 参考資料

アラクロール農薬使用者安全評価書（案）